

入札公告

次のとおり総合評価落札方式入札後資格確認型一般競争入札（電子入札）に付します。
令和8年6月22日

名古屋市上下水道局長 酒井 雄一

入札に付する事項	[1]	工 事 名	北区柳原四丁目付近下水道改築工事
	[2]	工 事 場 所	名古屋市北区柳原四丁目付近
	[3]	工 事 内 容	①内径400～300mm管改築工 320.8m ②内径400mm管布設工 5.1m ③マンホール工 2箇所 ④取付管工 1式 ⑤既設管・既設人孔撤去工 1式
	[4]	工 期	契約の日から240日間
	[5]	予 定 価 格	¥64,810,000※（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	[6]	総 合 評 価 落 札 方 式 の 実 施 方 法	本入札は、施工能力等の提案（以下「技術提案等」という。）を自ら評価した自己評価加算点と入札価格に基づき落札候補者を決定し、落札候補者から提出された技術提案等資料を確認のうえで落札者を決定する総合評価落札方式自己評価型（特別簡易型）により行う。
	[7]	そ の 他	—
競争入札参加資格	[8]	申 請 区 分	工事の請負
	[9]	申 請 業 種 等 級 区 分	下水道工事・C等級
	[10]	事 業 所 の 在 地	本店若しくは支店等の営業所を名古屋市内に有する者、又は本店を愛知県内に有する者であること。
	[11]	施 工 実 績	元請として平成23年4月1日以降に完了した、次の施工実績を有すること。 ・（公財）日本下水道新技術機構による建設技術審査証明を得ている下水道管きょの更生工法における自立管（反転・形成工法）のうち、内径800mm未満の管更生工法の工事
資格	[12]	配 置 予 定 者 技 術 者	建設業法（昭和24年法律第100号）上の土木工事業に係る主任技術者又は監理技術者で、次の基準を満たす技術者を配置できること。 ・以下の①～④のいずれかの条件を満たすものであること。 ①本件工事において施工する内径800mm未満の管更生工法に係る研修又は講習を受け、当該工法の施工技術の認定証等を有する者 ②（一社）日本管路更生工法品質確保協会が定める「下水道管路更生管理技士」を有する者 ③（公社）日本下水道管路管理業協会が定める「下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）」を有する者 ④（一社）日本管更生技術協会が定める「下水道管きょ更生施工管理技士」を有する者
	[13]	そ の 他	—
入札の手續等	[14]	契 約 担 当 署	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市上下水道局経営本部総務部契約監理課（名古屋市役所西庁舎8階） 電話 052-972-3725 F A X 052-951-9974
	[15]	工 事 概 要 の 資 料 閲 覧	—
	[16]	設 計 図 書 の 入 手 方 法	名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロード https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/
	[17]	質 問 の 受 付	令和8年7月3日（金） 午後 4時まで
	[18]	質 問 回 答 の 閲 覧 期 間	令和8年7月9日（木） 午前 9時から 令和8年7月14日（火） 午後 5時まで
	[19]	入 札 書 等 の 提 出 期 間	令和8年7月9日（木） 午前 9時から 令和8年7月14日（火） 午後 4時（入札書受付締切日時）まで
	[20]	開 札 日 時	令和8年7月15日（水） 午前 10時10分
	[21]	申 請 書 等 の 提 出 期 間 及 び 提 出 先	令和8年7月17日（金） 午後 4時まで 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市上下水道局経営本部総務部契約監理課（名古屋市役所西庁舎8階） 電話 052-972-3752
	[22]	低 入 札 価 格 調 査	対象とする（失格基準あり）
	[23]	注 意 事 項	—

1 競争入札参加資格

- (1) **競争入札参加資格[8]、[9]**に示す令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) **競争入札参加資格[10]**において事業所の所在地を求める場合は、当該事業所が本件の申請工事種別に対応する建設業法第3条に定める建設業の許可を有する者であること。
- (3) **競争入札参加資格[11]**に示す工事の施工実績を有すること。ただし、名古屋市上下水道局発注工事（単価契約の工事については平成26年度以降に契約したものに限る。）については、工事成績の評定点が65点未満のもの（本要件に該当する共同企業体の構成員を含む。）は、施工実績とすることができない。
- (4) **競争入札参加資格[12]**に示す条件に加え、次の基準も満たす者であること。
 - ア 当該建設工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）上の主任技術者又は監理技術者であること。
 - イ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に3月以上の雇用関係）にあること。
また、「工事経験を有する者」と記載されている場合において、名古屋市上下水道局発注工事（単価契約の工事については平成26年度以降に契約したものに限る。）を工事实績とする場合は、工事成績の評定点が65点未満のもの（本要件に該当する共同企業体の構成員を含む。）については工事实績とすることができない。
- (5) **競争入札参加資格[13]**に要件を示している場合は、その要件を満たしていること。
- (6) 次に掲げる者でないこと。
 - ① 名古屋市上下水道局発注工事において、本公告の2月前の日（2月前の同じ日（同じ日がない場合はその直前日）をいう。）から本公告に記載した開札日までの間に、60点未満の工事成績の評定点の通知を受けた者（本要件に該当する共同企業体の構成員を含む。また、公衆損害等により指名停止を受けたことにより、工事成績が60点未満に減点された場合を除く。）
 - ② 名古屋市上下水道局発注工事において、本公告の4月前の日（4月前の同じ日（同じ日がない場合はその直前日）をいう。）から本公告に記載した開札日までの間に、自らの責めに帰すべき事由により名古屋市上下水道局工事請負契約約款（以下「約款」という。）第42条又は第43条（令和2年3月31日以前に締結された契約にあつては第42条）により契約を解除された者（本要件に該当する共同企業体の構成員を含む。）
 - ③ 名古屋市上下水道局発注工事において、自らの責めに帰すべき事由により工期限内に工事を完成することができず、14日を超える遅延日数（約款第49条第5項（令和2年3月31日以前に締結された契約にあつては第41条第2項）に規定する遅延日数をいう。以下同じ。）を生じさせた者であつて、本公告の2月前の日（2月前の同じ日（同じ日がない場合はその直前日）をいう。）から本公告に記載した開札日までの間に、約款第31条第5項による工事目的物の引渡しを行った者（本要件に該当する共同企業体の構成員を含む。）
 - ④ 名古屋市上下水道局発注工事において、自らの責めに帰すべき事由により工期限内に工事を完成することができず、本公告に記載した開札日までに約款第31条第5項による工事目的物の引渡しを行っていない者であつて、当該開札日までに生じさせた遅延日数が14日を超える者（本要件に該当する共同企業体の構成員を含む。）
 - ⑤ 名古屋市上下水道局発注工事において、過去2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間）に、約款第31条第5項による工事目的物の引渡しの実績及び単価契約の工事の実績（両実績とも入札対象工事と同一の申請業種に限る。）が計2件以上ある者であつて、当該工事の工事成績評定点の平均が65点未満の者（本要件に該当する共同企業体の構成員を含む。ただし、令和5年4月1日から令和7年3月31日に約款第31条第5項による工事目的物の引渡し済の実績が2件以上ある者であつて、当該工事の成績評定点の平均が65点未満であつたために令和7年

6月から令和8年5月までに公告した工事における入札参加資格がなかった者は除く。なお、引渡し日は工事完成確認通知書に記載された検査日とし、最終契約額が500万円以上の元請工事の引渡しに限る。また、共同企業体で受注した場合は、代表構成員としての成績のみ認めるものとする。)

- (7) その他、上下水道局総合評価落札方式入札後資格確認型一般競争入札（技術者要件付加型）（電子入札）自己評価型入札説明書（令和8年4月1日改訂。以下「入札説明書」という。）に定める参加資格を満たしていること。

2 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

本件入札の総合評価落札方式は、入札参加者が技術提案等を自ら評価した自己評価加算点に標準点（100点）を加えたものを評価点とし、次の式によって算出する総合評価値をもって入札者の評価を行い、落札候補者を決定する。落札候補者は入札説明書で指定する技術提案等に関する資料（以下「技術提案等資料」という。）を提出し、本市は提出を受けた技術提案等資料を評価・確認の上で、落札決定を行う。

$$\text{総合評価値} = (\text{評価点} / \text{入札価格}) \times 10,000,000$$

（注）入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた価格

(2) 評価基準等

ア 評価分野

- (ア) 企業の施工実績
- (イ) 配置予定技術者の施工実績
- (ウ) 地域貢献・地域精進度
- (エ) 本市施策への貢献

イ 評価項目、評価基準及び配点

評価基準等一覧（別紙）のとおり。

(3) 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格以下である入札者のうち、(1)により算出した総合評価値の最も高い者を落札候補者として決定する。（予定価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格。なお、入札価格には、技術提案等を実施するのに必要な費用を含んでいること。）

ただし、落札候補者が提出した技術提案等資料により市評価加算点を算出した結果、落札候補者が総合評価値の最も高い者ではなくなった場合は、その者の落札候補者決定を取り消し、新たに総合評価値の最も高い者となった入札者を、落札候補者として決定する。

(4) 評価結果の公表

評価結果は、契約締結後、次に掲げる事項を名古屋市ホームページの調達情報サービス（<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）において公表する。

ア 標準点

イ 自己評価加算点

ウ 加算点

エ 評価点

オ 総合評価値（公表に当たっては、小数点第5位以下を切り捨てる。）

(5) 評価内容の担保

落札者の技術提案等の内容については、契約の締結にあたり、契約上履行すべき事項である旨を契約図書に明示する。

(6) 技術提案等が履行されなかった場合の取扱い

受注者の責めに帰すべき事由により契約図書に記載された技術提案等の全部又は一部が履行さ

れなかった場合は、入札説明書に示す工事成績の減点及び違約金の徴収の措置を行うものとする。

(7) その他

(6)に記載された措置のほか、契約の相手方として不適当であると認められるときは、名古屋市上下水道局指名停止要綱（平成15年3月11日制定）に基づき指名停止とする。

3 入札手続等

本件入札は、名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行うものであり、本公告及び入札説明書に定めるほか、名古屋市上下水道局契約事務手続要綱（平成18年3月31日制定）、名古屋市上下水道局総合評価落札方式自己評価型による入札実施要領（平成31年3月28日制定）、名古屋市上下水道局電子入札実施要綱（平成18年3月31日制定）及び名古屋市上下水道局競争入札参加者手引（平成18年3月31日制定）に定めるところによる。

(1) 本入札及び契約の担当部局、契約条項を示す場所

入札の手続等[14]に示す契約担当部署

(2) 入札説明書の入手方法等

ア 入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードすること。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

イ 資料の閲覧

工事概要に係る資料の閲覧がある場合は、本公告の日から**入札の手続等[15]**に示す日時まで（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時の間を除く。）まで(1)の場所にて閲覧できる。

(3) 設計図書の入手方法

入札の手続等[16]による。

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードの場合

(2)アに同じ。添付ファイルをダウンロードすること。

(4) 本公告、入札説明書及び設計図書に対する質問及び回答

ア **入札の手続等[17]**に示す日時までに、質問書を電子入札システムにより提出すること。

イ 質問及び質問に対する回答は、**電子入札システム**において閲覧することができる。

また、(1)に示す場所において、**入札の手続等[18]**に示す期間（休日を除く。）の午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時の間を除く。）まで、閲覧することができる。

(5) 入札書、自己評価加算点申告表及び積算内訳書の提出方法等

ア 提出方法

入札書、自己評価加算点申告表及び積算内訳書（材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建退共制度の掛金の記載があるもの）は、電子入札システムにより提出すること。

また、入札書には自己評価加算点を記載するものとし、自己評価加算点の記載のない入札及び自己評価加算点申告表の提出のない入札は無効とする。

イ 提出期間

入札の手続等[19]に示す期間（電子入札システムの運用時間外を除く。）

ウ 入札回数 1回

(6) 開札の日時・場所等

ア 開札の日時

入札の手続等[20]に示す日時

イ 開札の場所

(1)に示す場所

ウ 落札候補者の決定

落札候補者の決定は、2 (3)による。詳細は入札説明書による。

(7) 競争入札参加資格確認申請書、技術提案等資料の提出

ア 落札候補者は申請書等を名古屋市電子申請サービス (<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/proc-search/procedures/945728bd-6c12-4c05-b7d4-fe6e07aecd53>) (以下「電子申請サービス」という。) により提出すること。ただし、電子申請サービスによる提出が困難な場合は、持参により提出することができる。電子入札システムからの提出は認められない。

なお、申請書の作成に関して不明な点があれば、事前にイに示す部署に問い合わせること。

また、必要があると認められる場合には、落札候補者とならなかった者についても申請書等の提出を求めることがある。

イ 提出期限、提出先（持参の場合）及び問い合わせ先

入札の手続等[21]に示す日時、部署

(8) 低入札価格調査制度の適用

入札の手続等[22]において低入札価格調査の「対象とする」とした場合は、本入札を名古屋市上下水道局低入札価格調査要綱（平成12年4月1日制定）の適用対象とする。

この場合、同要綱の規定により当該入札者が価格その他の条件が最も有利な者であっても落札者とならない場合がある。

(9) 労務費ダンピング調査の試行

(8)において低入札価格調査を行う場合、併せて労務費ダンピング調査を行うものとする。積算内訳書に記載した直接工事費が一定水準（名古屋市上下水道局積算の直接工事費に97%を乗じた金額）を下回っていないかの確認及び当該労務費により入札した理由の確認を行う。

確認の結果によっては、国土交通省の建設Gメンに通報を行うことがある。

4 その他

(1) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、技術提案等資料を提出しない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札、技術提案等資料の作成にあたり不正な行為のあった者のした入札、公正かつ適正な見積りにより積算内訳書が作成されていないことが確認の結果明らかとなった場合等入札の条件に違反した入札は無効とする。

(2) 予定価格は、総額で定める。

(3) 契約書の作成を要す。なお、本件契約は電子契約又は紙による契約を選択できる。

(4) 入札保証金は、免除する。

(5) 契約保証金の納付義務については、入札説明書による。

(6) 入札談合に関する情報があった場合等の措置

入札談合に関する情報があった場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、入札を延期することがある。

入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、名古屋市公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、入札及び契約の公正性を確保するため、入札の中止、入札手続きの変更又は落札若しくは落札候補者決定の取消し（既に契約に至っている場合は契約の解除）その他必要と認める措置を講じることがある。

(7) その他、詳細は、入札説明書による。

別紙

＜評価基準等一覧＞

(上下水道局)

評価分野	評価項目	評価基準 (各評価項目において、評価基準に該当しない場合は、0点とする。)	配点	
			特別簡易型	
企業の施工実績	(1) 過去15年間の同種工事 ^{※1} の施工実績	① 本市の実績あり ② 国又は他の地方公共団体等の実績あり	2 1	13
	(2) 過去3年間の工事成績評定点の平均点及び80点以上、60点未満の実績(上下水道局発注の所定業種 ^{※2} に限る。)	① 80点以上	5	
		② 75点以上80点未満	4	
		③ 70点以上75点未満	2	
		④ 65点以上70点未満、又は成績なし	0	
		⑤ 65点未満	-1	
		・80点以上が2件以上ある場合は、2件目から1件につき1点加点する ・60点未満がある場合は、1件につき1点減点する	-1/件 -1/件	
	(3) 過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	① 受賞の実績あり	1	
配置予定技術者の施工実績	(4) ISO9001の認証の取得状況	① 認証を取得している	1	6
	(2) 配置予定技術者の過去3年間の工事成績評定点の平均点及び60点未満の実績(上下水道局発注の所定業種 ^{※2} に限る。)	① 2件以上の実績あり	2	
		② 1件の実績あり	1	
		① 2件以上の実績あり	2	
		② 1件の実績あり	1	
		① 2件以上の実績あり	2	
		② 1件の実績あり	1	
	(3) 配置予定技術者の過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	① 受賞の実績あり	1	
地域貢献・地域精進度	(1) 配置予定技術者の過去15年間の同種工事 ^{※1} の施工実績	① 本市の実績あり ② 国又は他の地方公共団体等の実績あり	2 1	8
	(2) 配置予定技術者の過去3年間の工事成績評定点の平均点及び60点未満の実績(上下水道局発注の所定業種 ^{※2} に限る。)	① 80点以上	3	
		② 75点以上80点未満	2	
		③ 70点以上75点未満	1	
		④ 65点以上70点未満又は成績なし	0	
		⑤ 65点未満	-1	
		・60点未満がある場合は、1件につき1点減点する	-1/件	
	(3) 配置予定技術者の過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	① 受賞の実績あり	1	
本市施策への貢献	(1) 本市内における本支店等 ^{※4} の有無	① 本市内に本店あり ② 本市内に支店又は営業所あり	3 1	3
	(2) 地元企業の下請活用割合 ・(市内本店企業の一次下請金額)÷(一次下請金額)	① 60%以上		
	(3) 過去2年間に於ける本市からの依頼に基づく本市内 ^{※5} での災害等活動実績 ^{※6}	① 災害等活動実績あり	1	
	(4) 過去3年間の本市が開催にかかわる防災訓練での活動実績	① 2年以上の活動実績あり ② 1年の活動実績あり	2 1	
	(5) 過去1年間の災害協定の締結等	① 本市と災害協定等を締結している、又は災害ボランティア活動用資器材の保管の実績あり ① 地域防災協力事業所に認定されている	1 1	
	(6) 本市内におけるボランティア活動実績等	① 過去1年間のボランティア活動実績あり、又は過去1年間の消防団協力事業所に認定されている	1	
	(1) 環境配慮の取組み	① 本市内所在の事業所 ^{※7} でISO14001の認証を取得、又は本市エコ事業所に認定されている	1	
	(2) 障害者の雇用状況	① 本市の障害者雇用促進企業に認定されている ② 本市の障害者雇用企業に認定されている	1 0.5	
本市施策への貢献	(3) 子育て支援の取組み	① 本市の子育て支援企業に認定されている	1	3
	(4) 女性の活躍の取組み	① 本市の女性の活躍推進企業に認定されている	1	
	(5) ワーク・ライフ・バランスの取組み	① 本市のワーク・ライフ・バランス推進企業に認証されている	1	
	(6) 再犯防止の取組み	① 本市の立ち直り支援推進企業に認定されている ② 本市の立ち直り支援応援企業に認定されている	1 0.5	
	得点合計			30

(施工計画の審査基準)

「標準案」を超える技術提案を「有効提案」とし、入札者から提案された「有効提案」の数により相対的に0点から15点の範囲で評価します。

(注) 「有効提案」としたもものには履行義務が発生します。

「最大有効提案数」：提出された施工計画から有効提案と判定された数をもっとも多い入札者の有効提案数
なお、提出された資料により、実効性・有効性が確認できる場合のみ「有効提案」とします。

※1： 同種工事とは、本件入札の競争入札参加資格における施工実績に求める工事（最終契約額が500万円以上の元請工事に限る。）とする。

※2： 所定業種とは、以下のとおりとする。

本件入札が、本市競争入札参加資格で規定する認定業種のうち「一般土木工事」、「水道工事」、「配水管布設工事」、「下水道工事」のいずれかに該当する工事である場合：

本市競争入札参加資格で規定する認定業種のうち「一般土木工事」、「水道工事」、「配水管布設工事」、「下水道工事」に該当する全ての工事（最終契約額が500万円以上の元請工事に限る。）とする。

本件入札が、本市競争入札参加資格で規定する認定業種のうち「機械設備工事」、「水・汚泥処理設備工事」のいずれかに該当する工事である場合：

本市競争入札参加資格で規定する認定業種のうち「機械設備工事」、「水・汚泥処理設備工事」に該当する全ての工事（最終契約額が500万円以上の元請工事に限る。）とする。

本件入札が、本市競争入札参加資格で規定する認定業種のうち「電気工事」、「受変電工事」、「電気通信工事」、「計装設備工事」のいずれかに該当する工事である場合：

本市競争入札参加資格で規定する認定業種のうち「電気工事」、「受変電工事」、「電気通信工事」、「計装設備工事」に該当する全ての工事（最終契約額が500万円以上の元請工事に限る。）とする。

本件入札が、上記以外の工事である場合：

本市競争入札参加資格における認定業種に求める工事（最終契約額が500万円以上の元請工事に限る。）とする。

※3： 緊急対応工事等とは、以下の工事請負、業務委託である。

(1) 上下水道局発注の配水管移設工事等（単価契約）、下水道整備工事（単価契約）、下水管路施設清掃・調査業務委託（単価契約）

(2) 上下水道局が地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定に基づく随意契約（緊急随意契約）により発注した申請区分上の「工事請負、業務委託」ただし、(1)(2)とも、災害協定に基づく活動は対象としない。

※4： 本件入札に参加する事業所における、本店・支店等の区分及びその所在地とする。

※5： 本市内には市外の本市所管施設を含むものとする。

※6： 災害等活動とは、以下(1)又は(2)の工事等を行なった活動である。

(1) 暴風、豪雨等の自然災害に対する活動とする。ただし、上下水道局においては、災害協定に基づく活動のみを対象とする。
(2) 上記(1)以外で、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定に基づく随意契約（緊急随意契約）により行われた活動とする。ここでいう緊急随意契約は、緊急的な施設の復旧等を内容とする申請区分上の「工事請負、業務委託」を対象とし、住宅都市局、緑政土木局、交通局の発注に限定するものとする。

ただし、(1)(2)とも、当該活動が、本市の発注する工事請負・業務委託の履行に付随又は連続して行った活動で、かつ、当該工事請負・業務委託と同種の内容である場合は、災害等活動とは認めない。

※7： 本件入札に参加する事業所とする。